

歴史地理学会賞授与規定

第1条 本規程は、歴史地理学会会則第3条4項に基づき、本会会員に授与する歴史地理学会賞を規定する。

第2条 歴史地理学会賞に、以下にあげる各賞を設ける。

1. 研究奨励賞
2. 学術賞
3. 功労賞

第3条 各賞の目的と、その対象および対象期間は、以下にあげるとおりとする。

2. 研究奨励賞は、主に若手研究者の研究を奨励するものとし、3年間の選考対象期間中、会誌に掲載された論文の執筆者とする。本項における若手とは、論文掲載時に満40歳未満のものとする。
3. 学術賞は、主に学界の発展に寄与したものを顕彰するものとし、3年間の選考対象期間中、会誌に掲載された論文、および公刊された著書の執筆者とする。
4. 功労賞は、本会の事業遂行にあたり、永年の功績があった会員を顕彰するものとし、30年以上の会員歴を有し、かつ満75歳以上に達したものを毎年度表彰する。

第4条 受賞者の資格は、歴史地理学会会則第5条に定める本会会員とする。

2. 研究奨励賞および学術賞については、受賞者の数を原則として1名とする。ただし、同一著作を2名以上が共同執筆した場合は、当該共同執筆者を併せて1名とみなす。
3. 功労賞については、要件をみだす複数の会員へ授与することを妨げない。

第5条 学会賞の受賞候補者を選考するため、学会賞選考委員会(以下「選考委員会」という)をおく。

2. 選考委員会は、委員5名をもって構成する。ただし、同一大学の出身者・勤務者、および同一の専攻分野の者の重複を避けるものとする。
3. 選考委員会の委員は、常任委員会が推薦し、評議員会の承認を得たのち、会長がこれを委嘱する。
4. 委員の任期は3年とし、連続就任は2期までとする。
5. 委員の互選により委員長を定め、委員長は選考委員会の会務を総理する。

第6条 選考委員会の会合は、委員長がこれを招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2. 委員長は、必要に応じて、常任委員の出席を求めることができる。

第7条 受賞候補者は、委員の3分の2以上の賛同にて決する。

2. 選考委員会は、受賞候補者が決定すると、速やかに受賞候補者氏名および選考理由を常任委員会に報告する。
3. 常任委員会は、前項の報告があった場合、評議員会の承認を経て、受賞者を決定し、総会で報告する。

第8条 学会賞の授与は、総会にて行う。

2. 受賞者氏名および選考理由は、会誌に掲載して公表する。

3. 研究奨励賞には、さらなる研究奨励のため、副賞を附す。

第9条 前各条に定める項目のほか、学会賞の授与および受賞候補者の選考に必要な事項は、常任委員会が定める。

付則

1. 本規程は、1997年4月1日から施行し、選考対象期間は、1996年1月1日を起点とする。

2. 本規程施行時の選考委員の任期は、1996～1998年度とする。

3. 2010年5月15日、一部改正。

4. 2018年5月26日、一部改正。